

# 裁 決 書

審査請求人

処 分 庁

平成22年1月6日付で提起された生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が、審査請求人に対し、平成21年11月25日に決定した生活保護申請却下処分を取り消す。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 審査請求に至る経緯

（以下「処分庁」という。）は、生活保護法（以下「法」という。）第24条第1項に基づき、平成21年11月25日付で審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、生活保護申請却下の決定処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人は、これを不服として、平成22年1月6日付で沖縄県知事（以下「当庁」という。）に対し、審査請求を提起した事案である。

#### 2 本件請求の趣旨及び理由

処分庁による本件処分の理由は、保護申請却下決定通知書によると「資産活用を忌避した」となっている。

これに対して請求人は、「生活にこまっているので取り消してほしい」と主張している。

本件審査請求については、処分庁が決定した本件処分に納得がいかず、処分の取消及び保護の開始決定を求めるものと解する。

## 第2 当庁の認定した事実及び判断

### 1 認定事実

当庁の調査によると、以下のとおりと認められる。

- (1) 平成21年10月26日 請求人は生活保護を申請する。
- (2) 同年11月25日 請求人に対して、生活保護申請の却下を決定する。
- (3) 平成22年1月6日 当庁にて審査請求書を受理。当庁から処分庁へ弁明書の提出を求める。
- (4) 同年同月27日 処分庁からの弁明書を当庁で受理。
- (5) 同年同月28日 弁明書の副本を請求人へ送付。反論書の提出を求める。
- (6) 同年2月12日 請求人からの反論書を当庁で受理。

### 2 判断

#### (1) 法令等

ア 法第1条では、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と、この法律の目的を定めている。

イ 法第4条第1項では、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と、保護の補足性について定めている。

ウ 法第28条第1項では、「保護の実施機関は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者の資産状況、健康状態その他の事項を調査するために、要保護者について、当該職員に、その居住の場所に立ち入り、これらの事項を調査させ、又は当該要保護者に対して、保護の実施機関の指定する医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨を命ずることができる。」とし、同条第4項では、「保護の実施機関は、要保護者が第1



項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は医師若しくは歯科医師の検診を受けるべき旨の命令に従わないときは、保護の開始若しくは変更の申請を却下し、又は保護の変更、停止若しくは廃止をすることができる。」と、調査及び検診について定めている。

エ 法第29条では、「保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を囑託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。」と、調査の囑託及び報告の請求について定めている。

オ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日 社発第246号 厚生省社会局長通知）第11-1-(2)では、「要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下すること。」と保護申請時における助言指導を定めている。

(2) 本件処分について

生活保護は、厚生労働大臣の定める基準によって、保護を受ける者の最低生活費を計算し、これとその者の収入とを比較して、その者の収入だけでは最低生活費に満たないときに、その不足分についてはじめて行われることになっており、保護を受ける者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。（法令等ア、イ）

処分庁は請求人の資産に関する調査を実施したところ、過去に多額の収入を得たにも関わらず借金返済やギャンブル等で短期間に消費していること、また請求人が平成20年3月7日に請求人名義の公衆用道路を売却し、その代金が請求人の長男に振り込まれているとしているものの、その用途が不明であることから資産の活用を忌避しているとのことで本件処分に至っている。要保護者が、自らの資産能力その他扶養、他法等利用しうる資源の活用を怠り又は忌避していると認められる場合は、適切な助言指導を行うものとし、要保護者がこれに従わないときは、保護の要件を欠くものとして、申請を却下することができる（法令等オ）。忌避とは、立入調査等が行われることを事前に予測して、その調査となるべき身柄或いは物件をその調査等が行われ得べき範囲外に転移して、事実上の調査等の実施に、著しい渋滞或いは不能



を来すこととされる。処分庁は、請求人長男に振り込まれた公衆用道路の売却金の使途が不明であることを理由に、資産の活用を忌避したものとして本件処分を行っているが、当該金銭を調査等が行われるべき範囲外に転移したことを確認したのではなく、請求人が資産の活用を忌避したとまでは言うことはできない。

請求人は「公衆用道路の売却についてまったく知らない。その費用を一切受け取っていないし隠し持っていない」と反論する。公衆用道路の売却金については現存が不明であるものの、請求人が資産の活用を忌避しているとまでは言えないことは前述のとおりであり、売却金の使途が不明であるため資産の活用を忌避していることを理由に行った本件処分は適法に処理されているとは言えず、請求人の主張には理由がある。

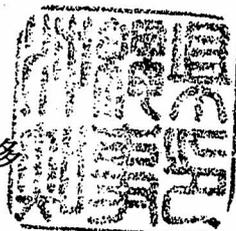
### 3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定を適用して、主文のとおり裁決する。

平成22年3月5日

沖縄県知事

仲井眞 弘多



(教示)

この裁決に不服があるときは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

